

九州トラック交通共済 GUIDE BOOK

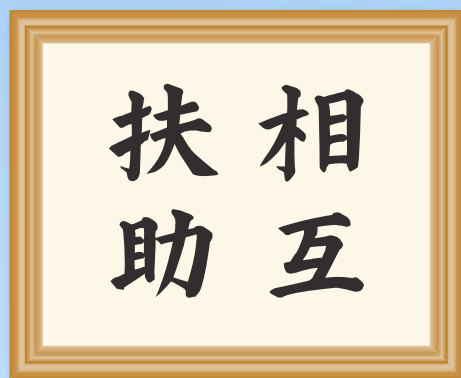
～九州トラック交通共済のご案内～



これまでの「信頼」が
これからの「安心」を支えます



私たち、九州トラック交通共済協同組合は
組合員の相互扶助の精神に基づく共済事業により
組合員の経営の安定を図るとともに
貨物自動車運送事業の健全な発展に貢献します



九州トラック交通共済とは

九州トラック交通共済は、中小企業等協同組合法に基づき、運輸省（現・国土交通省）の許可を受けて設立された共済事業を行う協同組合で、正式名称を「九州トラック交通共済協同組合」といいます。

共済とは組合員が協同して助け合う制度のことです。

私たちが生活していく上で起こりうるさまざまな危険（交通事故など）に対して「相互に助け合う」ということを基本に事業を行っています。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、協同組合の活動は人と人との「協同」を原点に組合員の生活を守り、豊かにすることを目的としています。

組合員の皆さまに運営を行っていただくことで、多くのトラック運送事業者の方々のご意見を反映できる制度運営に努めています。



設立の背景

1960年代（昭和35年～）の日本は諸外国に例を見ない急速な経済成長を遂げることになりました。一方、それに伴い昭和35年に289万台であった登録自動車の台数は増加の一途をたどり、10年後の昭和45年には1,600万台を超えるまでになり、モータリゼーションが一気に進展しました。

モータリゼーションの進展に伴い、交通事故の死傷者は年々増加の一途をたどりました。昭和45年には交通事故の死者が過去最多の16,765人となった結果、「交通戦争」という新語まで生まれるような状況でした。

このような状況の中、交通事故による被害者への損害賠償の問題がクローズアップされ始めました。賠償額の高額化の流れを受けた損保業界はトラック運送事業者に対して事故の発生率の高さや損害額が高いことを理由に、大幅な保険料の引き上げを行う等、大変厳しい姿勢を示してきました。

事業存続の危機に直面したトラック運送事業者は結束し、「相互扶助」の精神の下、交通共済の制度を確立し、昭和45年の大阪府での発足を先頭に全国に続々と交通共済の制度が誕生していくことになりました。

そうした背景の下、当組合はトラック運送事業者の安定的な成長と社会的地位の向上を目的として、昭和46年に全国で3番目の交通共済協同組合として福岡の地に産声を上げることになりました。



事業のご案内

組合員の皆様に寄り添い事業活動をサポートします

組合員の皆様が事業に用いる車両を対象とした 自動車共済事業や事故防止事業を行っています

九州トラック交通共済協同組合は、貨物運送事業者特有の自動車の所有、使用、管理に起因するリスクをカバーする「自動車共済事業」を事業の中核に据え、事業者を取り巻く様々なリスクに対するソリューションを提供します。

特に、事故の削減・撲滅を目指した「交通事故防止対策事業」は多くの組合員様から支持をいただいています。

● 自動車共済事業

九州トラック交通共済協同組合では、任意保険に相当する自動車共済事業を実施しています。対人共済、自損補償共済、対物共済、車両共済、搭乗者傷害共済により、自動車の運行に起因するリスクから道路貨物運送事業者をお守りします。事業用のトラックに限らず、組合員の皆様の事業に供する自動車（事業用バス・タクシー・レンタカーを除く）についてご契約することができます。



● 自動車損害賠償責任共済事業

国の法律（自動車損害賠償保障法）に基づき、すべての自動車に契約が義務付けられている共済（保険）の取扱いをしています。

この共済は、自動車の運行によって他人を死亡させたり負傷させたために、自動車の保有者または運転者が法律上の損害賠償責任を負った場合の損害（対人賠償）を保障いたします。傷害の場合は被害者1名につき120万円、死亡の場合は被害者1名につき3,000万円、後遺障害の場合は被害者1名につき障害の等級によって75万円から4,000万円までが限度となります。

● 損害保険代理店事業

共済事業ではカバーできないリスクに対する組合員の皆様のニーズにお応えするため、損害保険会社の代理店として運送業者貨物賠償責任保険をはじめ、各種損害保険を取り扱っています。

● 労働災害補償共済代理店事業

全国トラック交通共済協同組合連合会の代理店として、労働災害補償共済の契約を取り扱っています。業務上災害または通勤途上災害によって従業員に生じた死亡・後遺傷害または休業に対して政府労災保険の給付がある場合に、その上乗せとして共済金をお支払いします。

● 交通事故防止対策事業

組合員の皆様の事故防止対策を支援するため、各種安全推進サービスをご提供し、組合員の皆様と一体となって交通事故の防止につながる事業を実施しています。各種サービスについては組合員様を対象として無料で実施しています。

～交通事故防止活動～

個別講習(講師を派遣しての講習会)

特別指導講習(初任・事故惹起)

適正診断機の貸出(一般適性診断)

一般講習(地域毎の事業者合同の講習会)

安全教育DVDの貸出

優良組合員表彰制度

無事故運転者表彰制度

事故防止メールの定期配信

交通事故防止作品コンクール(標語・児童画)

事故防止啓発ツールの提供





組合加入と各種事業の利用

共済事業をはじめとした各種サービスをご利用するには
組合への加入をお願いします

九州トラック交通共済の共済事業・交通事故防止対策事業をご利用いただくには、組合にご加入いただき「組合員」となっていただくことが条件となります。

● 組合への加入

貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送業を経営する、福岡県・佐賀県・長崎県・大分県の各県内に事業所を有する方であればご加入いただけます。
組合加入に際しまして、事業運営のための出資金をお預かりしています。
ご加入には、5口(1口5,000円)以上の出資が必要です。

● 共済契約ができるお車

共済事業をご利用いただける車両は、ご契約者が所有、使用または管理するお車となります。
自家用・事業用を区別することなくご契約いただけます。(レンタカー・タクシー・事業用バスはお引き受けできません。)

● 掛金の払込み

共済事業における共済掛金の払込みは、一時払いのほか分割払いもご利用いただけます。
払込みいただく方法は、ご指定いただいた口座からのお振替もできます。



共済事業の各種制度

組合独自の共済制度を確立し、組合員の経営の安定と健全な発展に貢献します

九州トラック交通共済の共済事業は独自の制度を確立しています。

契約台数に関わらず一律の基本割引を採用することで、わかりやすい割引制度のもと共済事業をご利用いただくことが可能です。

また、毎年の事業年度に利益剰余金が発生した場合に共済事業の利用実績に応じて利益を分配する制度がございます。

● 優良割引割増制度

ご契約いただくお車には、組合員様毎に適用された優良割引割増率を一律に適用致します。

優良割引率割増率は所定の期間における損害率（お預かりした掛金とお支払いした共済金およびお支払い予定の共済金の割合）によって毎年決定されます。

● 割引割増率の引継ぎ（他社でご加入の場合）

現在、九州トラック交通共済にご契約が無く、他の損害保険会社および共済組合にご契約の場合は、現在適用されている割引・割増を引継ぐことも可能です。（引継ぎの場合は組合の審査が行われます。）

● 契約台数に応じた割引

わかりやすい割引制度を確立するために、優良割引割増制度とは別に、ご契約のお車の台数に応じた割引率を設定しています。

● 利用分量配当制度

各事業年度における利益剰余金から利用分量配当をお支払いします。

（配当率は利益剰余金により変動します。）

利用分量とは、事業年度中に払込みいただいた共済掛金から、事故によりお支払いした共済金（お支払い予定を含む）を差し引いた金額をいいます。

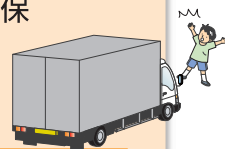


共済商品のご案内

少ない掛金で確かな補償

対人共済

ご契約のお車の事故により他人を死亡させた場合やケガを負わせた場合に負担する法律上の損害賠償責任の金額が自賠責共済(保険)で支払われる金額を超えたとき、共済金をお支払いします。



お支払いする共済金

被害者1名ごとの損害につき、ご契約の共済金額を限度としてお支払いします。

共済金額をご検討の場合は、**安心の「無制限」をおすすめします。**ご契約の共済金額とは別に、被害者が入院した場合に臨時費用として1万円をお支払いします。(20日以上入院の場合は2万円)

自動でセットされる特約

対人共済臨時費用担保特約

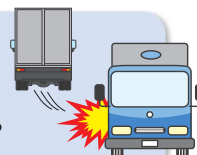
対人事故の結果、被害者が30日以内に死亡した場合は臨時費用として死亡者1名につき30万円をご契約者にお支払いします。

共済金をお支払いしない主な場合 **対人共済**

- 損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された部分の損害
- ご契約者、ご契約のお車を運転中の者、またはその父母・配偶者・子が死傷した場合
- 被共済者の業務に従事中の使用人、及び他の使用人が死傷した場合
- 暴動・台風・地震等によって生じた損害
- 競技・曲技(競技または曲技の練習を含む)のために使用すること、またはこれらを行う目的とする場所で使用することによって生じた損害

対物共済

ご契約のお車の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。



お支払いする共済金

1回の事故につき、ご契約の共済金額を限度として修理費等の合計額からご契約の免責金額(自己負担金額)を差し引いた金額をお支払いします。ご契約いただける共済金の額は100万円から無制限をご用意しています。共済金額をご検討の場合は、**安心の「無制限」をおすすめします。**

ご希望で付帯できる特約

被けん引自動車の対物賠償担保特約

ご契約のけん引自動車で他人が所有するトレーラーを牽引中*の事故によりそのトレーラーに損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合に、対物賠償共済金をお支払いします。お支払いする共済金の限度額は対物賠償の共済金額を上限とし、免責金額は一律10万円とします。(※駐車中・停車中を除きます)

共済金をお支払いしない主な場合 **対物共済**

- 損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された部分の損害
- ご契約者、ご契約のお車を運転中の者、またはその父母・配偶者・子が所有、使用、または管理する財物損害が発生した場合
- 暴動・台風・地震等によって生じた損害
- 競技・曲技(競技または曲技の練習を含む)のために使用すること、またはこれらを行う目的とする場所で使用することによって生じた損害

搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が、事故により死亡したり、ケガを負った場合に被共済者に共済金をお支払いします。



お支払いする共済金

死亡共済金

事故発生から180日以内に死亡した場合、1名ごとに共済金額を全額お支払いします。

後遺障害共済金

後遺障害の程度に応じて、死亡共済金の4%から100%をお支払いします。

医療共済金※

共済金額	入院日額	通院日額
1,000万円	7,500円	5,000円
500万円	7,500円	5,000円
300万円	4,500円	3,000円

※限度日数180日

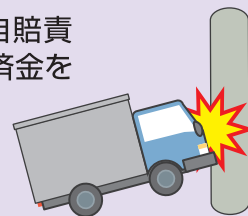
共済金をお支払いしない主な場合 搭乗者傷害共済

- 無免許、無資格、酒気帯び、麻薬運転等により生じた傷害
- 故意や自殺行為、または闘争行為等により生じた傷害
- 暴動、台風、地震等によって生じた傷害
- 日射、熱射、または精神的衝動による傷害
- 競技、曲技(競技または曲技の練習を含む)のために使用すること、またはこれらを行う目的とする場所で使用することによって生じた傷害

自損補償共済

自損事故により運転者が死亡したり、ケガを負い自賠償共済(保険)からの補償が受けられない場合に、共済金をお支払いします。

対人共済に自動でセット ※ご希望により対象外とすることができます。



お支払いする共済金

死亡共済金

対人共済金額に応じて
450～1,500万円

後遺障害共済金

後遺障害の程度に応じて、
死亡共済金の
4%～100%

医療共済金※

入院1日につき
6,000円
通院1日につき
4,000円
※限度額100万円

減収補償共済金

死亡または60日以上
の入院の場合
30～80万円
をご契約者へ支払います。

上記以外に、臨時費用として死亡した場合は20万円、60日以上入院の場合は10万円をお支払いします。

共済金をお支払いしない主な場合 自損補償共済

- 無免許、無資格、酒気帯び、麻薬運転等により生じた傷害
- 故意や自殺行為、または闘争行為等により生じた傷害
- 暴動、台風、地震等によって生じた傷害
- 日射、熱射、または精神的衝動による傷害
- 競技、曲技(競技または曲技の練習を含む)のために使用すること、またはこれらを行う目的とする場所で使用することによって生じた傷害



共済商品のご案内

少ない掛金で確かな補償

車両共済

ご契約のお車が、衝突、接触、墜落、転覆、火災、台風、こう水、その他偶然な事故によって損害を受けた場合に共済金をお支払いします。



お支払いする共済金

ご契約のお車の損傷を修理するために必要な費用とご契約のお車が自力で移動できない場合は、最寄りの修理工場等まで運搬する費用について、ご契約の共済金額を限度として免責金額（自己負担金額）を差し引いた金額をお支払いします。損害の額が共済金額を超過する場合は、免責金額の負担は発生いたしません。

ご希望で付帯できる特約

被けん引自動車 車両損害担保特約

けん引自動車でご契約者が所有するトレーラーを牽引中*の事故によりそのトレーラーに損害が発生した場合に、車両共済金をお支払いします。お支払いする共済金の限度額は500万円を上限とし、免責金額は一律10万円とします。（※駐車中・停車中を除きます）

事故故障 運搬費用特約

事故および故障により走行不能となった場合の搬送費用について、共済契約やロードサービス等により支払われる金額が不足する場合、その不足額に対して30万円を限度に共済金をお支払いします。

共済金をお支払いしない主な場合 車両共済

- 無免許、無資格、酒気帯び、麻薬運転等を生じた損害
- 車に存在する欠陥、自然摩耗、故障等
- 暴動、地震等によって生じた損害
- 法令により禁止されている改造を行った部分品および装置に生じた損害
- パンク等のタイヤにのみ生じた損害
- 競技、曲技（競技または曲技の練習を含む）のために使用すること、またはこれらを行う目的とする場所で使用することによって生じた損害

その他の特約



被害事故弁護士 費用担保特約

ご契約のお車で、相手方に法律上の損害賠償請求をする場合の弁護士費用等について、300万円を限度にお支払いします。

刑事弁護士 費用担保特約

ご契約のお車で、対人事故により、相手方が死亡した場合や、運転手が逮捕、起訴された場合の刑事弁護士費用等について150万円を限度にお支払いします。ただし、飲酒運転等、重大な法令違反の場合はお支払いしません。

安心の事故対応

事故の受付は24時間365日、休日の事故でも安心の初動対応

事故が発生してから解決まで組合員の皆さまや事故の被害者に寄り添ったサポートを提供します

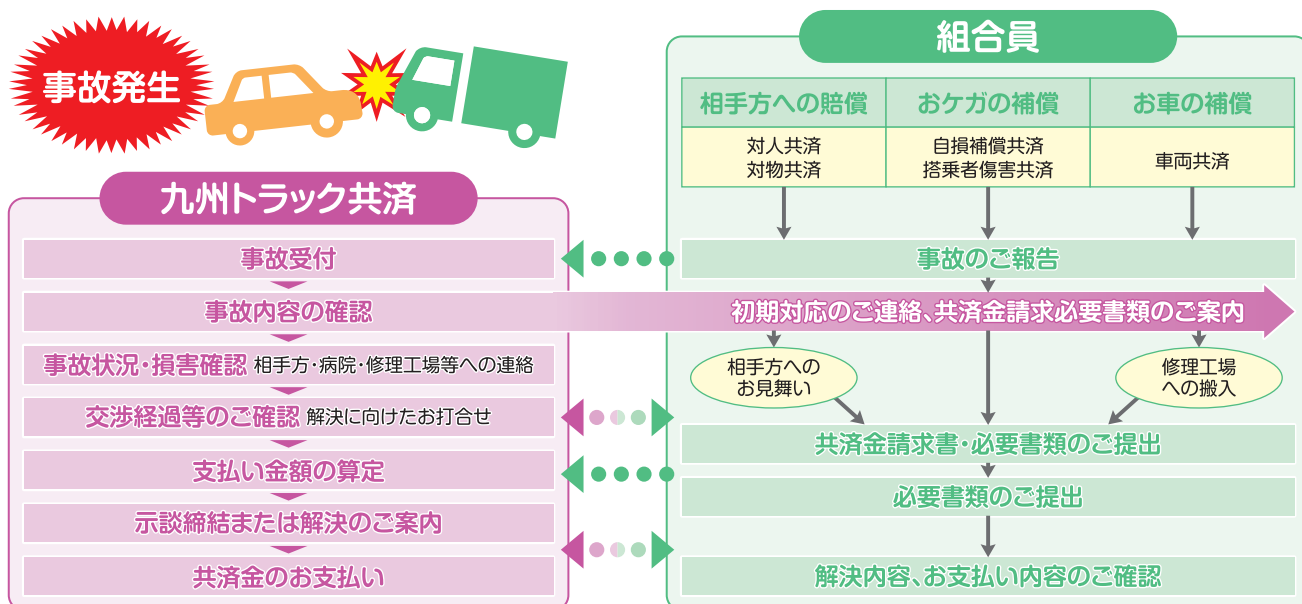
事故発生直後が最も不安が大きくなる時です。事故発生のご連絡を受けた際には、スピーディーかつ誠意ある対応でその不安を少しでも解消できるようにします。事故報告受付後、すみやかに専任の担当職員を決め、必要な手続きや対応、お支払い対象となる共済金についてご説明します。24時間365日、夜間休日を問わず事故報告を受け付けします。

● 安心の示談代行サービス

ご契約者と事故の相手方双方の同意があれば、損害賠償額を確定させるために、相手方との交渉及び示談をご契約者に代わって引き受け、安心の事故解決サービスを提供します。

ただし、賠償責任が発生しないと判断される場合は示談代行はできませんが、必要な協力や援助を行い、皆さまから納得いただけるサービスを提供します。

事故発生から共済金お支払いまでの流れ



①事故の発生と事故報告

万一事故が起こったら、まず負傷者の救護や損害の拡大防止を行うとともに警察等に通報してください。そして、すみやかに九州トラック共済に事故の報告をお願いします。折り返し、事故処理スタッフより連絡します。

③必要書類の提出

共済金支払に必要な書類をご案内いたしますので、早期の提出にご協力ください。

②事故原因や損害状況の確認

ご契約内容を確認のうえ、事故処理スタッフが事故現場や被害物件の確認、被害者・関係者との折衝を行います。当組合では、所定の期間内に必要な調査を終え共済金をお支払いいたします。

④示談交渉と共済金の算出、お支払

賠償事故については、示談交渉により損害額や過失割合を決定して支払共済金額を算出し、迅速に共済金をお支払いします。



トラック共済のネットワーク

安心をつなぐ全国のネットワーク

全国15の交通共済協同組合と交協連が 事業協力体制を構築

九州トラック交通共済は全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)と事業協力体制をとっています。九州をはじめ北海道まで、全国15の交通共済協同組合があり、それぞれの地域で共済事業を推進しています。各交通共済協同組合は、交協連のもとで連携し高額賠償に備える再共済事業をはじめ、自賠責共済事業、交通事故防止事業や労働災害補償共済事業といった事業協力体制を構築しています。



再共済制度とは

高速道路での多重事故や、踏切での列車との衝突など、巨事故が発生すると、その支払共済金が巨額となり、組合の経営が不安定になるおそれがあることから、共済組合が引き受ける危険を平均化、分散化するために、ご契約者の皆さまから引き受けた危険のうち、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう取引です(対人共済および対物共済)。さらに高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることで安定した事業運営の体制を整えています。

もしも、のときでもすばやく対応
九州トラック交通共済はみなさまの
一番近くにある共済組合です



九州トラック交通共済は、福岡県の本部および4県の事業区域に6支所を開設しています。組合員の皆さまに対するサービスの強化と、「もしも」のときに迅速に対応できるように万全の体制を整えています。

当組合の事業区域外で事故が発生した際にも各地の調査会社・鑑定会社と連携し、きめ細かな対応を行っています。

補償の内容や事故発生時の対応、交通事故防止についてなどお気軽にご相談ください。

組合概要

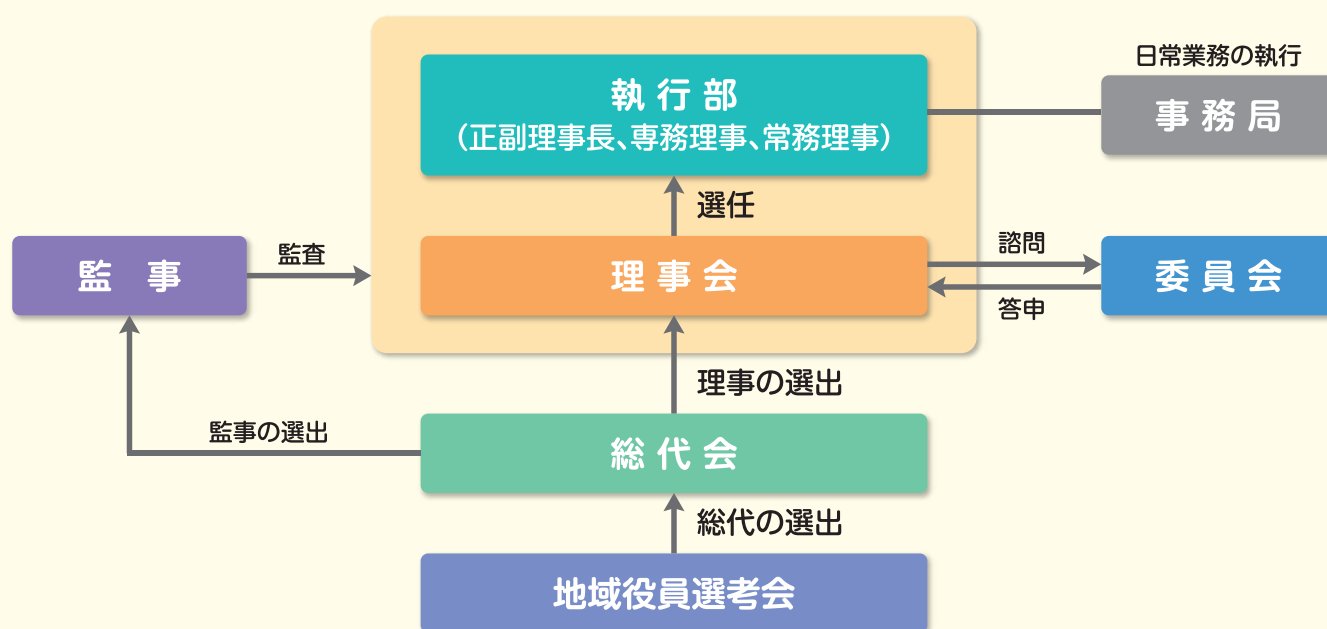
名 称	九州トラック交通共済協同組合
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18-8 福岡県トラック総合会館5階
根拠法	中小企業等協同組合法
設立認可	昭和46年5月31日
出資金	21,865千円(令和5年3月末)
組合員数	824社(令和5年3月末)
総代数	90人
役員数	46人
事業地区	福岡県(福岡・北九州・筑豊・筑後) 佐賀県、長崎県、大分県
事業内容	・組合員の対人交通事故による損害額の査定及び共済金の支払い ・組合員の対物事故による損害額の査定及び共済金の支払い ・組合員の車両事故による損害額の査定及び共済金の支払い ・自動車損害賠償責任共済事業 ・事業の安全性を確保するため、全国トラック交通共済協同組合連合会への加入並びに再共済契約の締結 ・自動車保険並びに交通事故に関する情報の提供 ・交通事故防止対策事業 ・交通災害のための診療所、病院の斡旋 ・組合員の行う事業の改善向上に関する指導、調査及び研究 ・組合員の福利厚生に関する事業 ・全国トラック交通共済協同組合連合会の営む労働災害補償共済事業の代理店業務 ・損害保険会社の営む各種損害保険の代理店業務



九州トラック交通共済の運営

● 組合の運営について

九州トラック交通共済は中小企業等協同組合法にもとづき、運輸省（現・国土交通省）の認可を受けて設立された共済事業を行う組合です。「組合員第一」の精神に則し、常に組合員の意見が反映されるよう、組合員が運営に参加できる体制を構築しています。組合員が運営に参加するという協同組合本来の姿勢をつらぬき、事業運営に多くの組合員のご意見が反映できるよう努めています。





九州トラック交通共済協同組合

812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL:092-451-7550

FAX:092-472-5888

